

# 原告団ニュース

2023年6月15日 第13号  
女川原発再稼働差止訴訟原告団  
電話：090-7932-4291（日野）  
Fax：050-7554-1968  
saikadouno@gmail.com

原告団・弁護団声明 令和5年5月24日

## 避難計画の実効性について司法判断を放棄し、 深層防護の原則を否定する判決に抗議する！



(民の声新聞より転載)

仙台地方裁判所は、令和5年5月24日、避難計画の実効性の有無というこの裁判最大の争点にまつたく立ち入ることなく、放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的な危険があることの主張立証がないとして、原告住民らの請求を棄却し、女川原発の再稼働を容認する判決を下した。

もし女川原発で放射性物質が異常に放出される事故が起れば、検査場所が開設できず、バスの確保の確保もできず、受付ステーションで大渋滞が発生する。この裁判の審理で、原告らは、周辺住民は避難計画があることにより30km圏内に長期間閉じ込められ、却って被ばくの危険性が増すことを具体的に主張立証してきた。もはや避難計画に不備があり実効性がないことは否定しようがない。原告らの請求を退けるためにはこの理屈しかないというところで書かれた判決である。

福島第一原発事故時、第五層の防護に不備があったため住民避難に大きな混乱が生じ、犠牲者も出た。その反省を受けて原子力基本法が改正され、国際的な基準に則って深層防護の原則を徹底することが定められたはずである。どんなに対策を尽くしても事故が起きる可能性がある

私たちは「避難計画の実効性の審理」を求めたのに対し、裁判所は「事故の発生を証明するのが先」との理不尽な理由で棄却する誠に遺憾な判断を示しました。

12年前に、福島で原発事故が起きたのは、国や事業者らが「事故は絶対起こらないとの安全神話」に陥っていたことが最大の要因でしたが、仙台地裁の齋藤洋裁判長は、今なお「安全神話」に浸りきり、再び福島のような事故が起きなければ、目が覚めないのかと怒りを禁じえない判決でした。

3年前、仙台地裁が県知事と石巻市長を相手取った「地元同意差止仮処分申立」を却下した時の理由が、今回と全く同じ言い分でした。裁判への国民の不信は募って

### 理不尽な地裁判決を許さず、 高裁での勝利をめざします！

福島第一原発事故の前、超巨大地震が発生し、それによって過酷事故に至ることを住民側が主張立証することは不可能であった。このことから明らかなように、放射線物質が放出される事故の危険性について住民側が具体的に主張立証することは不可能である。事故が起きることを前提に避難計画が作成されているにもかかわらず、この上放射線物質が放出される事故の危険性についての主張立証を住民側に要求するのは過剰である。

深層防護の第五層に相当する避難計画の実効性については、行政による実質的な審査は行われていない。この上、司法も審査を行わないとなれば、原発の稼働に当たって避難計画の実効性について誰もチェックをしないこととなる。

令和4年2月の調査囑託を採用

私たちは、二度にわたる仙台地裁の理不尽な判決を、このまま許しておくことは出来ません。

私たちは、6月5日、地裁判決の取消と新たな判決を求めて、仙台高裁へ控訴しました。

一審判決は不当なものではないが、私たちが着眼した「避難計画の実効性の重大性」がマスメディアの報道もあって大きな世論となつて来ています。一方で、国会では「原発推進法」が強行採決されるなど許しがたい事態も進行しています。こうした政情の下では、万が一の時の「国民の安全」のためには「避難計画の実効性の確保」は、喫緊の国民的課題ではないでしょうか。

女川原発の再稼働は、東北電力

した時点では、仙台地裁も、本件の判断をする上で、避難計画の実効性に立ち入って判断をする必要性を認めていたはずである。そうであるにもかかわらず、避難計画の実効性について判断を放棄したのは極めて疑問である。

我々は速やかに控訴を提起し、仙台高裁において女川原発が再稼働される前にこの判決の取消しを迫る所存である。



の予定した計画通りに進めば、来年2月に迫っていますが、仙台高裁が「計画の実効性」に正面から向き合うならば、審理にそんな多くの時間を要しないと思えます。世論の高まりの中で審理が進行するならば「この避難計画の下では、再稼働は認められない」との判決を得ることは、可能であると考えます。そしてそのことは、行政に「計画の抜本的見直し」への着手を迫る力となり、その過程で、原発政策をみんまで考え、変えさせていく機会となることを確信して、原告団一同全力で頑張ります。

高裁での審理に多くの皆さんが関心を寄せ、ご支援くださるようお願い申し上げます。



女川原発再稼働差止訴訟原告団 団長 原伸雄

# 【控訴理由の骨子】 女川原発差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎

(1) 判断の遺漏と理由不備  
本文中の(A) (B)について

- (A) 事故の危険を具体的に主張・立証できるかどうか
- (B) 大事故の発生を否定できないこと

① そもそも(A)と(B)は全く別なこと

② 地震・津波等の大規模な自然災害に対する1層から4層までの安全対策、テロ攻撃、航空機事故に対する対策も(B)に基づき、規制委員会がテロ攻撃等の危険性(A)を具体的に主張・立証した結果ではないと主張してしま

③ そして、多重防護の5層の防護が(B)に基づいていることを明らかにするための立証も十分にできていません

一例を挙げると、更田政府特別補佐人(原子力規制委員会委員長)が「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。『中略』プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任」というのは独立して考えるべき」という発言があり、しかもこの発言が原子力規制委員会を代表する立場での見解であることも立証していたのです

④ また、水戸地裁令和3年3月18日判決(深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険がある)

や、札幌地裁令和4年5月31日判決(防災計画が安全性に欠ければ、そのみで人格権侵害の恐れが認められる)も引用し、これらの判決も(B)に基づくことを明らかにしました

しかし、一審判決は、原告らのこれらの主張に対する判断を何ら行いませんでした。これらに全く触れていないのは重大な判断の遺漏と理由不備となります

## (2) 判断の遺漏と理由不備の原因としての5層の防護の構造の誤った理解。その結果としての不当かつ不要な判断要件(A)の持ち出し

上記の規制委員会委員長の発言のように、「どれだけ対策を尽くしたとしても大事故は起きる」(B)という前提で5層の防護が構築されている以上、(A)は5層の防護の不備を判断する要件ではありません。福島第一原発の事故の経過でも明らかのように、大事故は想定外の事由によって発生するのです。仮に一審の裁判所が上記の水戸地裁の判決と異なる立場で判断しているのであれば、福島第一原発事故の後、なぜ法律によって原発を有する自治体に現状の避難計画の策定を義務づけたのか等について触れる必要があります

## (3) 原告らの主張する人格権の捉え方の誤り

原告らの主張する人格権の侵害の主張は、大事故の発生によるものではなく、大事故の発生した後

であり、大事故が起きれば、検査場所が開設できず、バスの確保もできず、受付ステーションで大渋滞が発生するのです。原告らの主張する人格権の侵害は避難計画の不備から直接発生するものであり、一審判決は原告らの主張する人格権の侵害の捉え方を誤っています

## (4) 原告らに不可能を強いることによる避難計画の不備の温存

(A)は4層の防護の課題であり、被告と規制委員会の課題です。大事故が発生するまで(A)の立証は原告らにとって不可能です。(A)を持ち出し、(B)を否定し、避難計画の不備が裁判所の判断の対象から外れば、不備は温存され、不備そのものによる人格権侵害の危険性も温存されま

す。避難計画を含む5層の防護の実効性については、行政による実質的な審査は行われていません。司法も審査を行わないとなれば、原発の稼働に当たって避難計画の実効性について誰もチェックをしないこととなります

## △原告・高橋昭義▽ 裁判官「国家の思いだけを付度

避難計画は、事故が起きることを前提にしてはならず、東北電力が主張するように放射能が漏れるような事故が起きないのなら避難計画は要りません。再稼働の差し止めを求めた私たちの請求を「具体的危険の立証がない」と言って、棄却するのには矛盾しています。裁判官はこんなデータも論理に与して恥ずかしくないのでしょうか。国や自治体が避難できない避難計画を作るのは、なにがなんでも再稼働させようとする国の方針に沿ったものではないでしょうか。また、避難計画の実効性を一顧だにしない裁判所は、私たちの安全に無関係で、国家の思いだけを付度したのではないのでしょうか。これでは司法が「死法」になってしま

うのではないですか。三権分立は何処へ行ったのでしょうか。

国は過去の福島事故を忘れ、未来に起きるかも知れない過酷事故を無視し、現在しか見ていません。司法がそれに従うのは亡国の道ではないでしょうか。せめて司法だけでも、良識を持った判断をして欲しいと願ったのは、無理だったのでしょうか。残念でなりません。

起きないはずの事故が起きたらどうしたら良いのでしょうか。事故が起きれば、私たちが検証したように、避難はできません。子どもや孫達の命を守り、安全な郷里を残すためには、女川原発を再稼働させないことが一番です。

<原告・木村正幸>

## 司法は避難計画の問題点を判断せよ！

最初に感じたことは、皆さんが話していたことと同じで、門前払いをするための判決だったことです。福島事故を経験していれば事故は起きることは大前提であり、事故が起きる証明は必要ないものと普通の人は思っているはずだと思う。

何故、第5層までの防災が必要なのか裁判官は全く理解していないとしか言いようがない。自治体が避難計画を策定していること自体無意味なことと言っているようだ。最低限国会で規制委員会委員長の発言の主旨を理解すべきだ。このこと仕組んでいかなければならない

問題は自治体だけでなく、原子力防災会議のあり方についても指摘をしていかなければならないのではないかと感じたところだ。避難計画の問題点を司法の中で判断させるよう引き続き頑張っていきたい。